

保育刷新の一指標

——新制師範學校に於ける保育實習要項を中心として(三)——

奈良女子高等師範學校教授
附屬幼稚園主事

小川正通

六 保育方法の刷新

保育方法も亦前述の保育理念の下、刷新せられねばならない。一體幼兒の躰にしても、保健にしても又保育項目の指導にしても尙ほその心身が充分發達してゐない幼兒に對するものであるから、その心身の發達段階に照らし、これに即應せしめねばならないことは勿論である。然らずんば却つて幼兒の心身の發達を阻害することに成る懼れが多分にあるからである。近時鍊成といふ言葉が、動もすれば誤用せられてゐるから、保育に當つては、この點に充分注意を拂ふべきである。この爲に「指導事項」第三項實地練習の第二號に於て、「幼兒ノ心身發達ノ程度ニ應ジテ適切ナル保育實習ヲ爲サシム」に注意を促してゐることは當然である。尤もこのことに關しては、現行幼稚令施行規則第一條に於ても、「幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムベク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ズ」に既に明示してゐる。

又保育に於て、幼兒を正確に而も科學的に觀察して、そ

の個性を知ることが肝要である。即ち幼兒の長所を緒口にして、その心身を發展せしめんが爲である。幼兒もやがては、各自の特質に能力を最高度に發揮して、國家の要請する方面に活躍すべき任務を負ふてゐるからである。而も幼兒に於ても既にその個性の傾向は、或る程度推知し得るものである。従つて「指導事項」第二項の見習に於て、「保姆ノ保育方法ヲ見習フト共ニ幼兒ヲ觀察スルコトニ意ヲ注ガシム」に述べてゐるのであらう。勿論舊保育觀の如く、唯單に幼兒の個性を發見、助長せしむることに即保育の使命を考へてはならない。前述の如く個性本位の立場は、清算せらるべきであつて、個性の重視といひ、個性觀察、個性調査といふも、それは決して目的論としてではなく、方法論としてあることを誤らぬやう心せねばならないであらう。又「指導事項」にいふ幼兒の觀察とは、幼兒の個性觀察のみを意味するのではなく、環境による幼兒の言行、態度の觀察、男女の性別上をも意味してゐるに解される。然しその中健康の觀察に就ては、既に前述したし、家庭環境の問題

は、後に譲ることにして、男女の性別に關して考へるに、
幼児後期には、男女性別の相違が稍々著しくなつて來て、
その生活様式にも若干の異ひが認められるやうになる。從
つて保育に際しては、男女の性別による相違をも能く觀察
して、この點に就ても相當の考慮を拂つて指導する必要が
あるであらう。

次に幼児の言行、態度及健康狀態等は、その家庭環境(幼
兒の家庭並に家庭を圍繞する環境、從つてその附近、地方
をも含む)の影響に基つて甚大である。故に保育は、
幼児の家庭環境を熟知し、それと十分連絡、協調するの
でなければ、その眞の効果を擧げることは到底出來ないので
ある。幼児の躰に於ても、保健に於ても、保育項目の指導
に當つても然りである。母親の來園や保姆の家庭訪問等
により家庭環境を理解知悉するに共に、家庭殊に母親と十分
聯絡して皇國の子の保護育成に當るべきである。母親は幼
兒の指導、教育に關して、幸ひ關心を有してゐるから、幼
稚園と家庭との聯絡は、學校に比し、比較的容易なのが普
通である。家庭並にそれを圍む社會的環境の狀況に基つて
幼兒の悪い躰、悪い風俗、習慣、從つて悪い言葉、惡戯、
俗惡な唱歌等を幼兒が有してゐる場合には、十分家庭と聯
絡して、早期にこれが是正、遷善を圖り、又不潔、不衛生
の風があるときにはこれを矯め、健康兒たるやう指導せね
ばならない。從つて「指導事項」第三項實地練習の第三號に

於て、「幼兒ノ家庭環境ヲ顧慮シ特ニ社會的保健的見地ヨリ
適切ナル保育實習ヲ爲サシム」を述べてゐる譯であらう。か
やうな觀點からいつても、生徒をして附屬幼稚園のみなら
ず、これと環境を異にする代用附屬幼稚園や指定幼稚園に
於て、保育實習を行はしめ又農繁期託兒所實習を行はしむ
ることは、有意義であると思ふ。從來の幼稚園保育は、屢
々幼兒の家庭生活環境と遊離して、動もすれば都會的、高
踏的、貴族的な抽象的保育を行ひ、これを以て幼稚園保育
の本領であるかの如く誤解してゐた嫌ひも決して少くなか
つたのである。かくては幼稚園保育の目標とされてゐる所
謂「家庭教育の補充」にも貢獻することが困難であり、從つ
て幼稚園保育の不信任論、更に極端には不必要論さへ提出
せしむる機縁ともなつたことに、保育關係者は深く自省す
べきである。又幼兒の防空上の避難、待避、服裝等に關し
て家庭と十分聯絡すべきことは、新らしい然し急を要する
問題であることはいふまでもない。

家庭との聯絡は、然しながら單に幼兒の保育にのみ止ま
るものではない。即ち「母の會」等を通じて、家庭教育の改
善、母親の皇國母性としての自覺の深化、適正なる時局認
識、戦時生活の徹底、家庭生活の刷新等にも寄與するにこ
ろなければならぬのである。かゝる意味での家庭との聯
絡、母親教育は、母親の教育程度が次第に高まつて來た今

日、保母の殊に若い保母の中々困難な仕事ではあらうが、而も決戦下愈々緊要なる新しい任務である。従つて「指導上ノ注意」第七項には、「家庭トノ連絡ニ付テ指導シ特ニ母親教育ノ緊要ナル所以ヲ知ラシムベシ」ニ注意を促してゐるのであらう。又教育審議會の「幼稚園ニ關スル要綱」の第四項に於ても、「幼稚園ト家庭トノ關係ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ之ニ依リ家庭教育ノ改善ニ裨益セシメ、併セテ幼稚園ノ社會教育的機能ノ發揮ニ力メシムルコト」ニ述べてゐるのである。即ちこの後半に於て、保母が己が園児の保育に従事するに止まらず、更に社會に進出すべきを要請してゐる。例へば保母が一般幼兒の教育相談者、町内會、隣組保育施設又は農繁期託兒所の持導者として活動すべきことや、幼稚園の一般幼兒への一定期間の公開、開放等も保母の又幼稚園の有つべき新しい任務に他ならないのである。

又保育實習ミ家政科育兒實習ミを緊密に關聯せしむべきこと及農繁期保育實習の必要なることはいふまでもあるまい。この中前者に就ては、前述したのでこゝでは省略して置く。後者に就ても、既に言及したが、その保育實習上の地位に鑑み更に追加しよう。農繁期託兒所實習により、結局戦力増強に寄與し得るに共に、又生徒をして農村の乳幼兒の生活を認識せしめ得るのみならず、決戦下、勞力不足ミ食糧増産ミの二律排反を解決せんミ日夜健闘してゐる農

村の生活狀況をも知らしめ、保育の意義及眞髓を把握せしむるこゝが可能であらう。又そこには農繁期に眞に手足纏ひになる乳兒及孩兒も、相當數受託されてゐるから、育兒實習の點からも有益なのである。要するに農繁期託兒所實習の保育實習上の意義は、一層高く評價されて然るべきであると思ふ。故に「指導上ノ注意」第六項は、「農繁期保育實習、家政科育兒實習等ト緊密ニ關聯セシメテ保育ノ要諦ヲ會得セシムルニ力ムベシ」ニ強調してゐるのである。

七 七 七 七 七

以上新制師範學校に於ける保育殊にその保育實習の要項を中心として、これが解説を試み併せて私見をも若干述べて來た。然しその中、「指導事項」第一項の指示及講話の内容に就てのみは、當然生徒に指導すべきことであつて、特に保育刷新の見地から説明を加へる必要を認めぬを考へたので、私は故意に省略した。要するに以上は、從來の我が國幼稚園保育の刷新せらるべき方向を示すものとして、大體に於て至當であると思ふ。蓋し現行幼稚園法規に於ける保育理念の缺如ミ内容及方法に互る不備ミを補充し、進むべき道をかなり明確に指示してゐるからである。然しながら本要項は、保母たることを必ずしも目標としてゐない師範學校生徒の保育實習に關する指針に過ぎず、又前述せる如く保育刷新の制度論には觸れ得ないこと元より當然であつて、我が國幼稚園保育の全般的刷新の見

地からは、これを以て尙ほ決して完璧なりきいひ得ないのである。近き將來改正せらるべき幼稚園法規に於ては、更にそれ等に關しても詳細に且つ具體的に規定せねばならぬであらう。

私は、我が國幼児保育の全般的刷新の立場から、師範學校女子部を含めての今春改正を見た女子教育と保育との聯繫強化を今夏決定せられた「學徒戰時動員體制確立要綱」中に於ける女子學徒の保育動員を以て、決して満足するものではなく、戰時下保育の國家的重要性の強調せられてゐる今日こそ、幼児保育機關自體の理念、内容、方法及制度に互る全般的刷新と保姆養成機關の整備充實を要求するものである。かくて始めて幼児保育機關は、國民教育體系の最下部構造として、國民教育の根基に培ひ、皇國發展の礎石たり得るに確信するからである。而してかやうな意味での我が國幼児保育機關の根本的刷新振興方策に關しては、教育審議會に於ける「幼稚園に關する要綱」並に「同說明」、大政翼贊會の政府への上申「國民の教養鍊成に關する調査報告書」等に於て、假令不備さはいへ、部分的には示されてゐるし、私も亦屢々これに論及してゐるので、それ等を参照せられたい。而して教育審議會は、國民學校、師範學校及幼稚園に關する刷新案を一體として政府に答申したが、この中前二者は既に改正を見たので、残るところは幼

稚園のみである。當局は一日も早く幼稚園の全般的刷新を斷行せられんことを切望する。尤もかくはいつても決戰態勢下に於て、戦力増強上の燒眉の急に應ずべき當面の保育對策に就ては、直ちにこれが實踐に移すべきである。然しながらこの場合に於ても、國民教育の根基としての幼児保育に關しては、その當面の急に應ずるに共に又常に國家百年の大計に顧みるのでなければならぬであらう。

これを要するに新制師範學校に於ける保育並に保育實習に關する指針に對して、私は大體に於て贊意を表するに共に師範教育關係者は、これが適正なる運用を爲されんことを、又一般幼児保育關係者も、これを大いに參考せられ、決戰下保育報國に一路邁進せられんことを切に期待するものである。

完(昭一八、二、三)